

飼養衛生管理基準の再徹底を お願いします!!

豚コレラ・アフリカ豚コレラ等の家畜の伝染性疾患は、ひとたび発生すると発生農場のみならず、周辺の農場や畜産業に甚大な被害を生じるため、未然に防止することが何より大切です。

生産者の皆様には、以下の対策の再徹底をお願いします。

- ①家畜の飼養管理に関連する農場内の敷地全てを衛生管理区域としてください。
- ②衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し使用するとともに、靴底は十分な洗浄と消毒を行ってください。
- ③衛生管理区域外で使用した器具や重機等は洗浄と消毒を徹底して区域に持ち込むとともに、畜舎等は清掃又は消毒を定期的に行ってください。
- ④農場入口に石灰帯を設置するとともに野生動物の侵入防止対策として、衛生管理区域及び畜舎周囲(幅2m以上)に消石灰を散布し、野生動物を近づけないようにしてください。
- ⑤農場周囲を除草等で野生動物が接近しにくい環境にするとともに、畜舎の壁・窓等の破損を修繕し、畜舎外でのエサこぼしや、死体の放置などが無いようにして野生動物をおびき寄せない取り組みをお願いします。
- ⑥家畜の健康観察は毎日行い、伝染性疾患を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。
- ⑦家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気や食欲がないなどの症状を示す個体を見つけた場合は、具体的な症状・体温を記録してください。

予防対策の重要ポイント

【衛生管理区域】



① 人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗淨・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ
摂氏70度・30分以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底

② 野生動物対策

- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

山梨県東部家畜保健衛生所(電話・・・055-262-3166

／ FAX・・・055-262-3108)

(夜間・土日・休日の連絡・・・090-5535-8005)(土日・休日の連絡・・・090-5544-7868)